

平成29年3月23日

お客さま各位

小松川信用金庫

キャッシュカードによるお振り込みの利用制限について

(ご年配のお客さまを狙った還付金詐欺の未然防止のために)

平素より小松川信用金庫ATMコーナーをご利用いただき、誠にありがとうございます。

すでにご承知おきのことと存じますが、振り込み詐欺などの被害が多発しており、そのなかでもキャッシュカードによるお振り込みに不慣れなご年配のお客さまを狙い、「還付金や年金の未払い金などの受け取り手続のため」と偽って、ATMに行くよう誘導し、ご預金を騙し取る「還付金詐欺」が急増しています。

小松川信用金庫では、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするため、**下記1の項目に該当するお客さまについて、キャッシュカードによるお振り込みのご利用を制限(お振り込み限度額を0円といたします。)**させていただきます。

ご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 制限の対象となるお客さま

①70歳以上 かつ

②過去3年以上キャッシュカードによるお振り込みのご利用がないお客さま

2. 制限内容

キャッシュカードによるお振り込み取引を停止

※お預け入れやお引き出しは、従来どおりご利用いただけます。

3. 実施年月日

平成29年3月27日より実施

4. 制限解除のお手続きをされる場合について

平日の営業時間内(午前9時から午後3時)にお取引店窓口へキャッシュカードとご本人さまを確認できる書類及びお届出印をお持ちいただきお申し出ください。

<上記についてのお問い合わせ>

小松川信用金庫 事務管理課 03-3617-0546

受付時間：午前9時から午後5時(営業日)

以上